

国民年金室における国民年金保険料 学生納付特例申請書の紛失について

柏市健康医療部国民年金室において、申請書の紛失が発覚し、個人情報漏洩の恐れがあることが判明いたしました。

関係する皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

1 概要

柏市健康医療部国民年金室において、本年4月に申請者（以下「A」という。）から受理した、在学中における保険料の納付が猶予される学生納付特例制度の申請書の紛失が発覚し、個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、基礎年金番号、学校の名称、在学予定期間）の漏洩の恐れが生じたもの。

2 経緯

(1) 令和7年8月18日午後4時過ぎ

年金事務所から、Aの家族から、令和7年4月28日に沼南支所で申請した学生納付特例の申請結果に関する問い合わせがあったが、年金事務所では申請を受理していないため、状況を確認してもらいたいと電話があった。

(2) 同日午後5時頃

沼南支所から申請書が到着以降、Aの申請に対する処理がなされていないことを覚知。職員で申請書の搜索を開始。

(3) 令和7年8月19日午前10時頃

昨日に引き続き、職員で申請書を搜索するも見つからないため、紛失したものと判断。

(4) 同日11時頃

年金事務所へ状況を報告し、Aの家族へ当室から状況を説明する旨を伝え、年金事務所よりAの家族へ連絡し、当室から連絡することを承諾いただく。

(5) 同日11時30分頃

Aの家族へ連絡し、このたびの経緯を説明し、謝罪。

(6) 同日午後1時頃

当該申請書の審査先（広域事務センター）へ経緯を報告し、速達で申請書を郵送し、審査を依頼。

(7) 令和7年8月22日午前8時頃

審査先（広域事務センター）へ連絡し、申請書が受理され、審査中であることを確認。

(8) 令和7年8月25日

日本年金機構の年金システムにおいて、申請が承認されていることを確認。

3 原因

出張所から当室へ回送された申請書類について、処理過程の中で、本来の保管先ではなく、他の書類に混入し、最終的に紛失に至ってしまったことが想定される。

4 再発防止策

(1) 窓口・電話対応等の業務と並行して申請書の処理を行うことが多いため、処理を中断する際には、専用のファイルに格納し、申請書が単体で机上等に置かれることがないようにする。

(2) 出張所から当室へ回送された申請書類の確認は複数人で行う。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市健康医療部国民年金室

電話 04-7167-1130